

京都大学における放射線障害の防止に関する規程の一部を改正する規程

(平成十六年達示第四百号)

京都大学における放射線障害の防止に関する規程(平成十三年達示第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「エックス線装置」を「エックス線等装置」に改め、「エックス線を発生する装置」を「エックス線を発生する装置及び電子顕微鏡(定格管電圧が百キロボルト未満のものを除く。)」に改める。

第四条第一項中「医療技術短期大学部を含む。」を、同条第二項中「(医療技術短期大学部にあつては、部長。以下同じ。)」を削る。

第六条第一項中「及び人事院規則十五(職員の放射線障害の防止。以下「規則」という。)」を削り、同条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、エックス線等装置のみを取り扱う部に準用する。

第七条第二項中「エックス線装置」を「エックス線等装置」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号)第四十八条」を「電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号)第四十八條」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項の次に次の一項を加える。

3 エックス線等装置のうち、装置外部に電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号。以下「電離則」という。)第三条第一項第一号に定める管理区域を有するエックス線装置は、管理区域ごとにエックス線作業主任者を置かなければならない。

第八条中「エックス線装置」を「エックス線等装置」に改める。

第九条第三項中「エックス線装置(定格管電圧が百キロボルト未満の電子顕微鏡を除く。)」を「エックス線等装置」に改め、同条第五項中「エックス線装置」を「エックス線等装置」に改める。

第十三条第二項中「エックス線装置」を「エックス線等装置」に改める。

附則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。